(7) Time-limit for tender : 16 : 00　26 December 2012

(8) Contact point for the notice : Sumikazu Yamazaki, Supplies Section, Secretariat, Tokyo District Public Prosecutors Office, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8903 Japan. Tel 03―3592―5611 ext. 3360

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月1日

支出負担行為担当官
東京拘置所長　亀田　光生

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第８号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　16

(2) 購入等件名及び予定数量　空調設備　一式

(3) 調達件名の特質等　購入物品の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(4) 納入期限　平成25年３月25日

(5) 納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされていること。

(4) 競争参加資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、入札書受領期限までに競争参加資格を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に該当する場合のみ入札に参加できる。

3　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒124―8565 東京都葛飾区小菅１―35―１
東京拘置所総務部用度課　田辺　直也　電話03―3690―6681　内線2403

(2) 入札説明書の交付日時及び場所　平成24年11月１日から同月12日までの８時30分から17時00分まで、前記交付場所において交付する（ただし、土曜日、日曜日及び午後零時15分から午後１時までの時間帯を除く。）。

(3) 入札書の受領期限　平成24年12月21日17時00分（郵送の場合は、必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所　平成24年12月25日13時30分　東京拘置所庁舎会議室

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、仕様書に記載された確認書等を指定期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無　無

(8) 詳細は入札説明書による。

5　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mituo Kameda, Warden of the Tokyo Detention House

(2) Classification of the products to be procured : 16

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Air-conditioning Equipment 1set

(4) Delivery period : 25, March 2013

(5) Delivery place : Place designated by official in charge of disbursement of the procuring entity

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order conserning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A, B or C in "Sale of product" or "Offer of services" in terms of the qualification for participating in tenders related to the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) in the fisical years of 2010／2011／2012. ④Suppliers who intend to put in a bid without above qualifications may be eligible only if they will be entitled to the qualifications, registered on the list of qualified bidders, and considered to have the relevant grade.

(7) Time-limit for tender : 17 : 00, 21. December 2012

(8) Contact point for the notice : Naoya Tanabe, Maintenance and Supplies Section, General Affairs Department, Tokyo Detention House, 1―35―1 Kosuge, Katushika-ku, Tokyo, 124―8565 Japan TEL 03―3690―6681 ext. 2403

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月1日

支出負担行為担当官
東京入国管理局長　貝谷　俊男

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　26

(2) 購入物品及び数量　東京入国管理局庁舎で使用するガス　年間使用予定数量　360,000㎥

(3) 調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 供給期間　平成25年２月１日から平成26年１月31日

(5) 供給場所　東京都港区港南５―５―30　東京入国管理局

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

(5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。